



令和元年（2019年）5月23日

受動喫煙防止の取り組みについて

改正健康増進法及び市長マニフェストの趣旨を踏まえ、令和元年（2019年）7月1日から市施設における受動喫煙防止対策を強化します。

1 基本方針

市の施設については、原則敷地内禁煙とする。

市職員の勤務時間内禁煙の導入及び職員の禁煙支援を強化する。

2 国の制度改正と本市施設における受動喫煙防止対策の経緯

- ・本市では、これまで健康増進法の施行・改正等に合わせ、受動喫煙防止対策を進めてきた。

健康増進法改正等及び本市の受動喫煙防止対策

法改正及び受動喫煙対策等		公布日等	H14～20	H21～25	H26～30	H31～
国	健康増進法（公布）	H14.8.2	★			
	受動喫煙防止対策について（厚生労働省通知発出）	H22.2.25		★		
	健康増進法改正（公布）	H30.7.25				★
市	施設内の空間分煙化（指針策定）	H15.12.4	★			
	原則施設内禁煙化（H24.4.1～）（指針改正）	H23.4.15		★		
	原則敷地内禁煙化（指針改正）（予定）	H31.7.1				★

3 市施設における受動喫煙防止対策の基本的な考え方

- ・法の趣旨を踏まえ、市民（職員を含む。）の受動喫煙による健康被害を防ぐため、第一種施設は敷地内禁煙、第二種施設においては、原則、敷地内禁煙とする。

各施設における受動喫煙防止対策			
施設区分	健康増進法の対応		本市の対応方針
第一種施設	原則敷地内禁煙	<	敷地内禁煙
第二種施設	原則施設内禁煙	<	原則敷地内禁煙
屋外	望まない受動喫煙を防止する措置	=	望まない受動喫煙を防止する措置
適用除外	喫煙可	=	喫煙可